保存版

桜塚小学校ガイド

豊中市立桜塚小学校

校長　　後藤　るみな

〒560-0022　豊中市北桜塚２丁目６番１号

ＴＥＬ　（０６）６８４９－８８８６～７
ＦＡＸ　（０６）６８４６－９６１３

http://www.toyonaka-osa.ed.jp/cms/sakuraz/

令和５年度(2023 年度)

目　　次

1．教育目標 …… 2
2．学校の沿革 …… 2
3．校歌 …… 2
4．学級数 …… 3
5．校区 …… 3
6．主な年間行事 …… 3
7．学校生活のきまり …… 4
8．時程表 …… 5
9．非常変災時の対応措置 …… 6
10．児童の安全確保 …… 7
11．地区児童会 …… 8
12．通学路 …… 10
13．学校配置図 …… 11
14．児童の健康管理 …… 12
15．教科書・副読本について …… 13
16．個人情報の取扱いについて …… 14
17．必要な持ち物 …… 16
18．諸費用について …… 17
19．就学援助制度 …… 17
20．転出に関わる手続き …… 17
21．放課後こどもクラブ（なかよし学級） …… 18
22．育友会（ＰＴＡ） …… 18
23．コミュニティ・スクール …… 18
24．地域教育協議会 …… 18
25．学校いじめ防止基本方針 …… 19

１．教育目標

すべてのこどもの命と人権がまもられ、生きる力のつく桜塚小学校
～「じぶんがすき」「なかまとともに」「ゆめがいっぱい」～

２．学校の沿革

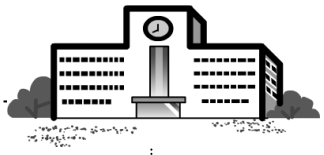

大正 13	克明第二尋常小学校として創立
昭和　9	高等科併設 克明第二尋常高等小学校と改称
昭和 16	国民学校令により豊中市立桜塚 国民学校と改称
昭和 22	豊中市立桜塚小学校と改称
昭和 28	創立 30 周年記念行事　校歌制定
昭和 32	プール完成
昭和 32	給食室増築　内部工事完了
昭和 33	講堂内部改装　中庭に池を築造
昭和 34	養護学級増設
昭和 49	創立 50 周年記念式典挙行
昭和 59	創立 60 周年記念行事
昭和 63	プール大改修
平成　3	体育館大改修　レリーフ完成
平成　5	観察池完成
平成　6	創立 70 周年記念式典挙行
平成 10	コンピュータ室完成 PC22 台導入
平成 12	学校評議員会モデル校の指定.
平成 13	エレベーター設置
平成 16	１号館全面改築工事開始
平成 16	創立 80 周年記念のつどい挙行
平成 17	１号館改築工事完成
平成 17	２・３号館耐震工事
平成 18	３号館改修工事
平成 19	２・４号館改修工事
平成 20	プレハブ校舎撤去　運動場整備
平成 22	体育館耐震補強工事
平成 25	冷房設備設置
平成 26	創立 90 周年
令和　5	体育館トイレ改修工事
令和　5	通級指導教室　設置

３．校歌

1.
文化のはなと　歌わるる
緑の都　豊中の
都心に集う　わたしらの
あなたの夢を　育てたる
わが学び舎に　栄えあれ

2.
風力計は　風に舞い
記念の樹々は　根をはりて
希望にもゆる　ぼくたちの
意気と力を　伸ばしたる
わが学び舎に　誉れあれ

3.
世界と睦む　日の本の
自由の扉　開けたり
世紀の子らは　手をとりて
共に励まん　学び舎に
ああ　桜塚　桜塚　桜塚

4. 学級数（令和５年(2023 年)５月１日現在）

	１年	２年	３年	４年	５年	６年	合　計	支援学級
学級数	３	３	３	３	３	３	１８	７
児童数	94	95	94	88	94	91	556	

5. 校区　＊本校の校区は、すべて第三中学校区に所属しています。

岡上の町	１～４丁目	
北桜塚	１～４丁目	
中桜塚	１丁目	１番～10 番
	２丁目	１番～20 番・26 番～29 番
	３丁目	１番～６番
	４丁目	１番～６番
	５丁目	２番・11 番～14 番

6. 主な年間行事(2023 年度)

※年度により、実施月や内容など変更する場合があります

４　月	入学式　始業式　着任式　離任式　学級懇談会　１年生を迎える会
５　月	土曜参観　緊急引き渡し訓練　避難訓練　地区児童会　遠足
６　月	水泳指導開始　修学旅行(６年)　林間学舎(５年)
７　月	個人懇談　終業式　夏季休業
８　月	夏季休業　始業式
９　月	オープンスクール　避難訓練
10 月	運動会　遠足
11 月	学習発表会　創立記念日(22 日)
12 月	地区児童会　作品展　個人懇談　終業式　冬季休業
１　月	冬季休業　始業式　避難訓練
２　月	クラブ見学　入学説明会　お別れ遠足(６年)　授業参観　命の日
３　月	６年生を送る会　地区児童会　卒業式　修了式　春季休業

7．学校生活のきまり

明るく楽しい学校生活を送るために

～生活目標～

- あいさつを通して、たくさんの友だちを作りましょう。
- 学校の決まりを守って充実した学校生活を送りましょう。
- 校外では交通ルールや色々な約束を守りましょう。

桜塚のルール

≪登下校≫

① ８時から８時２０分までに登校しましょう。（８時までは下足室で待ちましょう。）
② 登下校の時は通学路を通り、横に広がらないで歩きましょう。
③ 終わりの会が終わったら、すぐに下校しましょう。
④ 先生やおうちの人にだまってより道をしてはいけません。
⑤ いったん登校したら、勝手に学校の外に出てはいけません。

≪生活≫

① 廊下や校舎のうら、コンクリートじきのところでは、遊んではいけません。
② 中庭では、ボール遊びをしてはいけません。
③ 学校生活で必要のないものやお金は、持ってきてはいけません。
④ 赤コーンが立ててあるときや雨の時は、運動場で遊んだり通ったりしてはいけません。
⑤ 給食の後は、１時のチャイムを教室で聞いてから外に出ましょう。
⑥ そうじ開始３分前までには、そうじ場所へ行きましょう。
⑦ 子どもだけで、校区外へ遊びに行かないようにしましょう。
⑧ 学校へ自転車に乗ってこないようにしましょう。
⑨ 放課後、忘れ物を取りに来てはいけません。
（やむをえず取りに来る場合は、必ずおうちの人といっしょに来ましょう）

8. 時程表

		月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
朝の会	8:30 8:45	朝学習	全校朝会 児童朝会	読書タイム	英語タイム 読書タイム	朝学習
1時間目	8:50 9:35					
休憩						
2時間目	9:40 10:25					
休憩						
3時間目	10:45 11:30					
休憩						
4時間目	11:35 12:20					
給食	12:20 13:00					
休憩	13:00 13:25					
清掃	13:25 13:40			13：20～ 14：05 5時間目		
5時間目	13:45 14:30					
休憩						
6時間目	14:35 15:20					クラブ委員会 14：45～ 15：30
終わりの会						

9. 非常変災時の対応措置

暴風、大雨、地震の発生等に伴う非常変災時の措置につきまして下記のとおり対応しています。なお、非常変災時は、気象条件や震災の程度、児童の状況の違い等により、臨機応変の判断が必要です。各家庭におかれましても、適切な対応をお願いします。

【「豊中市」もしくは「豊中市を含む地域」に、「暴風警報」「大雨警報（浸水害）」「大雨警報(土砂災害、浸水害)」「洪水警報」「暴風特別警報」「大雨特別警報」のいずれかが発令された場合】

時　刻	警報の発令状況	授業等の登校対応	給　食
午前 10 時まで	**発令中**	自宅待機	
	解除	解除しだい登校 普通授業	実施
午前 10 時を過ぎた場合	**発令中**	臨時休業	

＊ 児童が登校した後、**「豊中市」もしくは「豊中市を含む地域」**に上記のいずれかの警報が発令された場合は、連絡システム「コドモン」でお知らせした後、気象情報等に留意しながら、集団下校、学校で待機させる等の措置をいたします。状況により、保護者に個別に迎えに来ていただく場合もあります。

【豊中市に震度５以上の地震が発生した場合】

登校前	学校は**臨時休業**とします。なお、**震度５**未満であっても一定の被害が生じた場合、安全確保の観点から、自宅待機等の判断は、保護者が行ってください。その場合、欠席等の扱いは柔軟に対応します。
登校後	児童を安全な場所に避難させ、「コドモン」でお知らせした後、通学路の安全を確認、集団下校、学校で待機させる等の措置をいたします。状況により、保護者に個別に迎えに来ていただく場合もあります。

【その他】

①その他の予期せぬ災害、異常事態が生じた場合は、児童の安全確保を第一として対処します。

②お子さまが非常変災時に、どう行動すればよいかについて、日頃からご家庭でよく話し合い、お子さまと繰り返し確認していただきますようお願いいたします。特に、保護者が不在であるご家庭におかれましては、近隣の方に依頼される等、緊急時の対応策を講じておいてください。

③非常変災時には、電話による学校への問い合わせには対応いたしかねますので、あらかじめご承知おきください。

10. 児童の安全確保

子どもたちの安全確保のため、子どもの在校時間帯は警備員（豊中市が警備会社に委託）を配置し、登下校時以外門扉はすべて施錠しています。ご来校の際は、西門（青門）にて警備員に用件をお伝えください。警備員不在時には、インターホンで職員室にお願いします。

保護者が来校する際にはＩＤカード（名札）の着用をお願いしています※。また、不審者情報等の対応として、育友会の生活指導委員、「子どもの安全見まもり隊」等の協力を得て、全校一斉、または学年ごとに臨時集団下校をおこなうことがあります。

※来校の際は、校門のインターホンを押していただき、「お子さまの学年・組・名前（フルネーム）」を伝えて、ID カードをインターフォンカメラに提示してください。

※児童が早退する際には、安全確保のため必ず保護者の方等のお迎えをお願いしています。

＊保護者と学校との連絡システム「コドモン」

豊中市では保護者のみなさまと学校との連絡等に使用する連絡システム（アプリ名称：「コドモン」）を導入しています。

1.「コドモン」で利用する機能について

（1）お知らせ配信機能

学校や豊中市からの緊急連絡のほか、お知らせなどを添付してお送りする機能です。

※学校に対して返信する機能はありません。

（2）欠席遅刻連絡・体調連絡機能

電話や連絡帳等を使わず欠席遅刻連絡や体調連絡（体温、せき、のどの痛み等）ができます。

※①システムを用いた連絡は、当日の朝８時３０分までにお願いします。当日の朝８時３０分以降に連絡する場合や、緊急の要件は、従来と同様に電話等で連絡してください。

※②欠席遅刻・体調以外の連絡（早退、体育の見学等）は、従来通り連絡帳や電話等による連絡をお願いします。

※③学校からの返信機能はありません。

（3）アンケート機能

保護者がアンケートに回答する機能があります。

※スマホ等を利用できない場合、パソコンのブラウザで専用ページ閲覧により内容確認ができます。

2. 登録方法について

学校より「お子さまの ID」と「パスワード」が記載された用紙をお渡ししますので、アプリをダウンロードして、登録をお願いします。

※兄弟姉妹が在籍する場合は、全員登録してください。

３．保護者の登録人数について

このシステムで配信するお知らせは、保護者のみが知りうる情報も含まれます。
そのため、保護者の登録は、緊急連絡先として学校に提出している方で、１家族につき最大４名とします。

４．「保護者用スマートフォンアプリのご案内」の保管について

スマートフォンの買い替え等により、再度、「お子さまの ID」と「パスワード」が必要になる場合がありますので、保管をお願いいたします。

＊　「豊中市」の警報・注意報の発令状況をメールで受信する方法

空メールを touroku@osaka-bousai.net に送信し、登録手続きを行ってください。

＊　防犯に関する情報をご希望の方は、大阪府警「安まちメール」

http://www.info.police.pref.osaka.jp/に登録してください。

11．地区児童会

１年から６年の子ども相互の安全と親睦を図り、地区委員（育友会生活指導委員）と協力し、安全な校外生活を考えることを目的として、１５地区を編成しています。
（班の編成は次ページをご覧ください。）

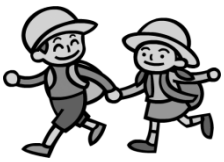

地区児童会　班編成

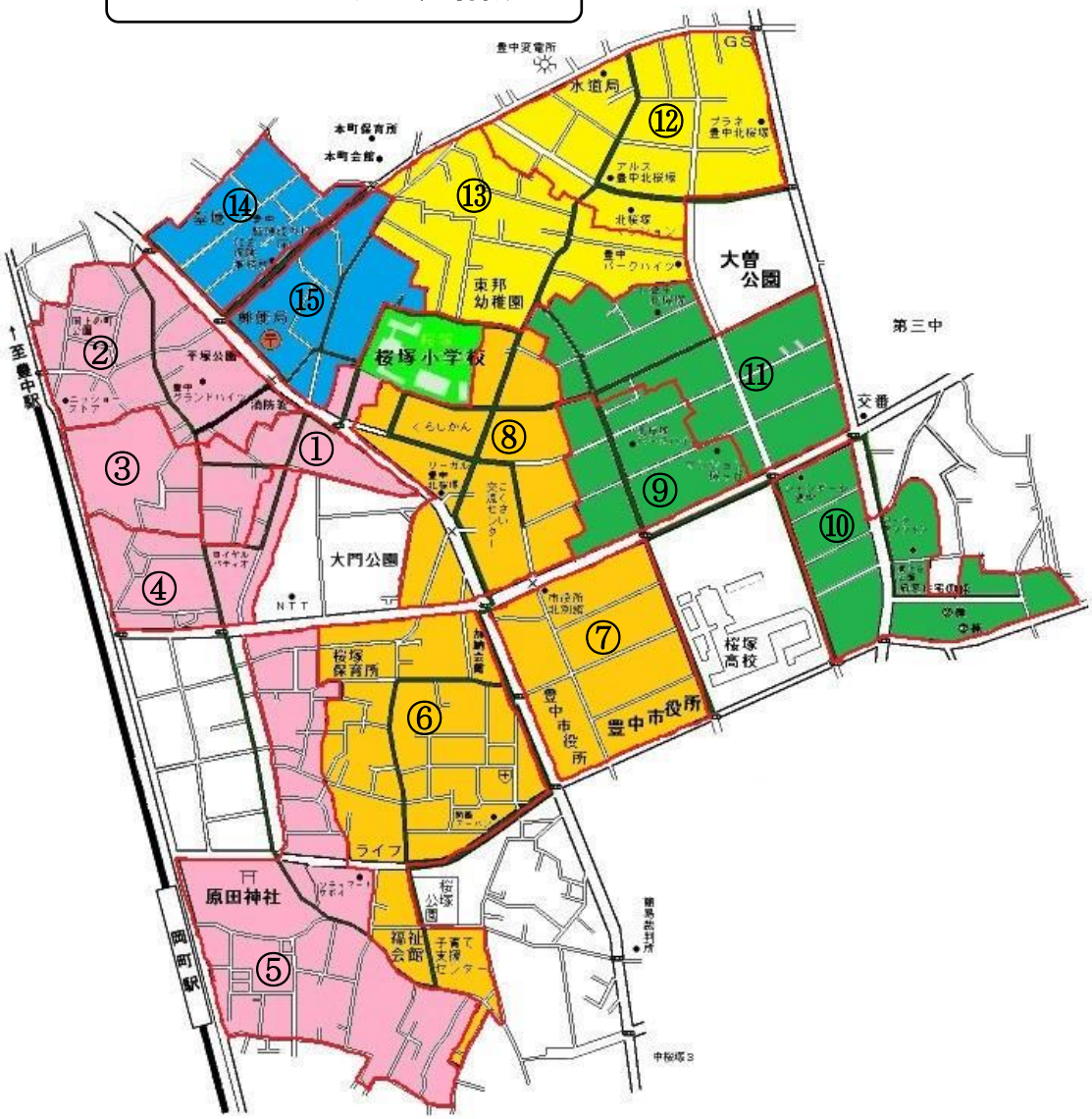

＜ピンク＞　①～⑤
黄門左折→北桜塚２丁目信号横断→岡上の町 1～3 丁目方面、北桜塚 1 丁目方面、大門公園南西側信号横断→中桜塚２丁目方面→中桜塚１丁目方面

＜オレンジ＞　⑥～⑧
黄門右折→東邦幼稚園右折→くらしかん方面、北桜塚３丁目方面→国道 176 号線方面→桜塚交差点横断→北桜塚１丁目方面、中桜塚２丁目方面、中桜塚１丁目方面、中桜塚３丁目方面

＜みどり＞　⑨～⑪
黄門右折→東邦幼稚園左折→北桜塚４丁目方面、つしまクリニック→北桜塚３丁目方面、桜塚高校北側信号横断→中桜塚４丁目方面→中桜塚５丁目方面

＜きいろ＞　⑫・⑬
黄門右折→北桜塚２丁目方面→東邦幼稚園左折→北桜塚４丁目方面

＜あお＞　⑭・⑮
黄門左折→青門先右折→北桜塚２丁目方面、岡上の町４丁目方面→豊中郵便局前信号横断→岡上の町４丁目方面

12. 通学路

学校推奨の通学路は地図上の緑色の道になり、地区児童会、集団下校のルートはこの通学路に沿って決定していますが、この緑色の道以外を通ることも可能です。

ただし以下の点をご理解の上、ご家庭で判断していただき通学路を決めてください。

地区児童会、集団下校は学校推奨の緑色の道で下校します。

- ★の横断歩道は朝の登校時とても混み合い危険です。
- 反対側の黄色の道は混んでいて危険なので通らないでください。
- ★は事故が多いので横断は禁止です。赤色の道も交通量が多いため通らないでください。

13. 学校配置図

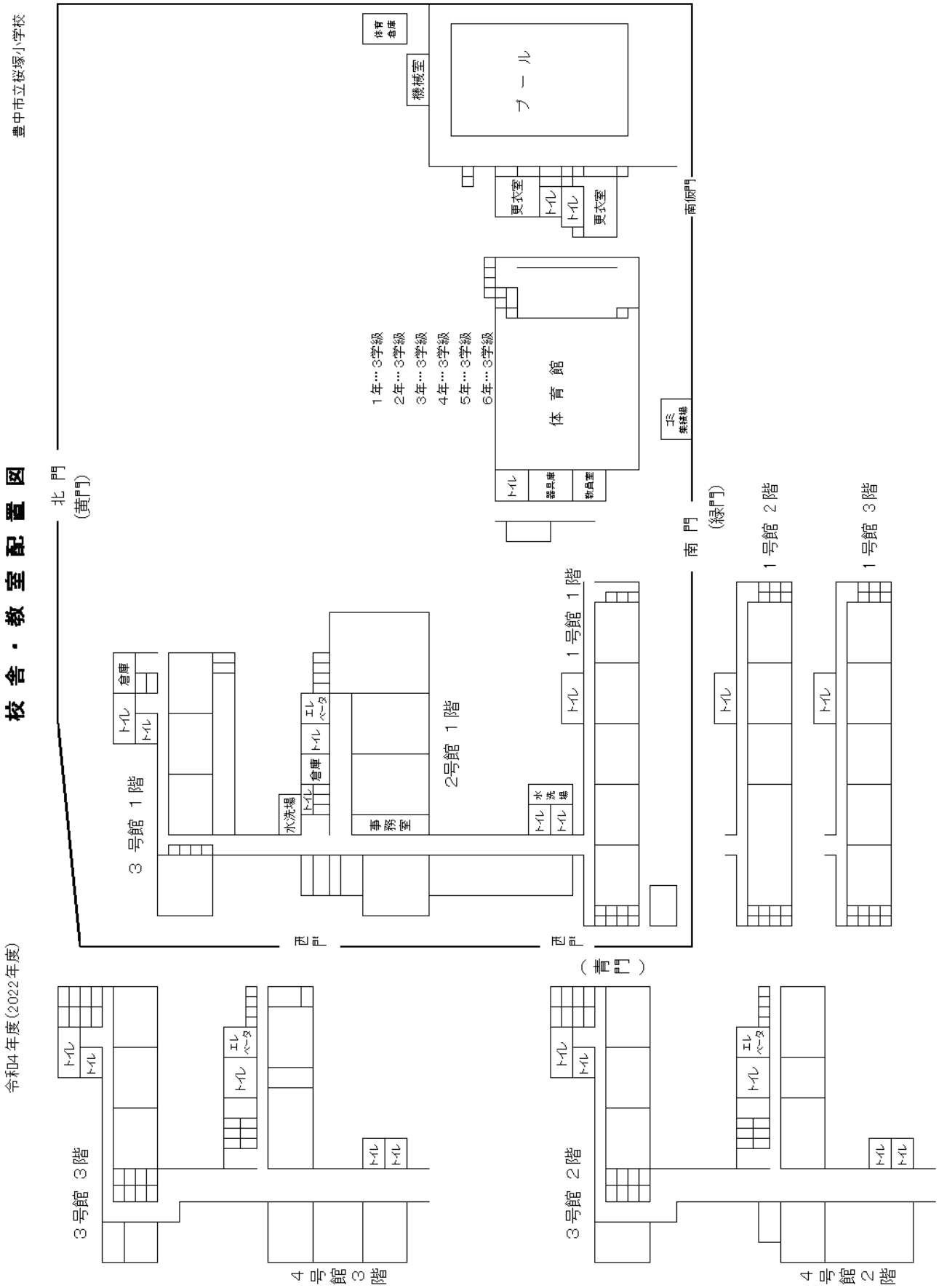
豊中市立桜塚小学校
校舎・教室配置図
令和4年度(2022年度)
北門
(黄門)
南仮門
南門
(緑門)
西門
西門
(青門)
プール
体育倉庫
機械室
更衣室
トイレ
体育館
器具庫
教員室
ゴミ集積場
1年…3学級
2年…3学級
3年…3学級
4年…3学級
5年…3学級
6年…3学級
3号館 1階
倉庫
水洗場
エレベータ
事務室
2号館 1階
1号館 1階
1号館 2階
1号館 3階
3号館 3階
4号館 3階
3号館 2階
4号館 2階

14. 児童の健康管理

①学校で行う健康診断（検診の内容は、学年により多少異なります）

○身長・体重などの測定　　○視力・聴力などの検査　　○心臓検診（心電図） ○内科・眼科・耳鼻科・歯科の校医検診　　○結核検診　　○尿検査

＊身長・体重測定は学期ごとに行い、水泳指導前には、学校医による健康相談なども実施しています。

＊学校で行う健康診断は、スクリーニング(異常の疑いがあるものを選び出す)です。健康診断の結果、疾病異常およびその疑いのある場合は、ご家庭へ通知しますので、早めに専門医の診察を受けてください。

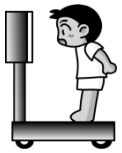

②学校での病気やけが

【病気の場合】発熱・腹痛・嘔吐等の急病で授業を受けることが困難な場合、保健室で休養させて様子を見ますが、回復のきざしのない時は、ご家庭へ連絡し早退の相談をさせていただきます。

【けがの場合】学校内で起きた大きなけがは、原則ご家庭へ連絡の上、病院へ行き診察を受けます。

☆ 緊急時の連絡方法として児童個人カードを使用しますので、年度途中に「勤務先」「電話番号」等の変更があった場合は、必ず学級担任までご連絡ください。 ☆ 「独立行政法人日本スポーツ振興センター」に加入していますと、学校および登下校中の通学路で不慮の災害に合われた場合、医療費・見舞金が給付されます。入学・転入時に加入の手続きを行います。（掛金年額 460 円）本校では、全児童に加入をお勧めしています。

③感染症にかかった時の手続き

下記の感染症にかかっている、またはその疑いがある場合は、すぐに医師の診察を受け、指示に従ってください。欠席を要する場合、学校保健安全法により出席停止の扱いとなります。学校から「届」の用紙をお渡ししますので、ご家庭で記入の上、提出してください。

【児童がよくかかる感染症】

疾　患　名	出席停止期間の基準
インフルエンザ	発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱した後３日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫れが発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹(３日はしか)	発疹が消失するまで
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱(アデノウイルス感染症)	主要症状が消退した後２日を経過するまで
流行性角結膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認められるまで

④その他

☆ 学校では、毎朝健康観察を行い、一日健康で過ごせるかどうかを確かめます。ご家庭

でも、必ず登校前に様子をよく見ていただき、登校できるかどうかを判断してあげてください。

☆ 毎日、給食後に歯みがきを実施しています。

15. 教科書・副読本について

下記の教科書等は、複数学年にわたって使用していただきますので、ご家庭において教科書の取り扱いをよろしくお願いいたします。万が一、紛失等した場合は、ご家庭において購入していただくことになりますので、ご注意ください。

＊ 転入学児童の教科書等は、転入前の学校で使用していた教科書を引き続き使用していただきますが、使用教科書が異なる教科は、学校で手続きの上、お渡しします。

	教　科　書		副　読　本　等	
	種　類	使用期間	種　類	使用期間
1年	生　　活　　上、下	２年まで		
	図画工作　１・２年 上、下			
3年	図画工作　３・４年 上、下	４年まで	ゆたかなゆめあるまち豊中３・４年社会科	４年まで
	保　　健　３・４年			
	地　　図	６年まで		
4年	地　　図（3 年で給付）	６年まで		
5年	図画工作　５・６年 上、下	６年まで	くらしのノート　家庭科５・６年用	６年まで
	家　　庭　５・６年			
	保　　健　５・６年			
	地　　図（3 年で給付）			

※R５年(2023 年)度現在

＜その他の副読本について＞

下記の副読本は全国共通ですので、転入された方は転入前の学校で配布されたものを使用してください。

・外国語活動「Let's Try！」・・・①(3 年生)、②(4 年生)

＊ 副読本は、児童個人に配布せず、教室で保管する場合があります。

16. 個人情報の取扱いについて

① 個人情報保護に関するプライバシーポリシーについて

本校は、関係する人々の人格を尊重し、信頼関係を維持するために、個人情報保護に努めます。この目的を実現するために、プライバシーポリシーに基づき、個人情報の適正な取り扱いを行います。

このプライバシーポリシーにおける個人情報とは、学校が運営上知り得た児童、保護者等の個人を識別できる情報をいいます。

〔桜塚小学校プライバシーポリシー〕

1．本校は「豊中市個人情報保護条例」その他関係法令等を遵守いたします。また、本校において個人情報の収集、使用に従事するものは、個人情報の秘密の保持に十分な注意を払い適切に業務を行います。

2．本校は、教育活動の遂行、または学校を運営するにあたり、適正な方法で、かつ利用目的を明確にした上で個人情報を収集し利用いたします。また、法令に定めがある場合を除き、明示した利用目的の範囲内で個人情報を利用いたします。

入学手続時及び在籍中に本校所定の手続において収集する個人情報の利用目的は、以下のとおりです。

①学籍管理、異動、学級編成、証明書作成等に関する業務遂行のため
②教育活動における担任業務、成績処理・管理等を遂行するため
③健康診断実施における健康管理、安全確保のため
④教育活動において必要な書類の郵送、連絡等を遂行するため
⑤学校諸経費に関する入出金管理及び口座振替、連絡、通知に伴う業務遂行のため
⑥児童の所属する学年・学級において教育上必要な連絡等を行うため

ただし本校では、上記業務の一部（修学旅行等）を業者に委託することがあります。
業務委託につきましては、個人情報の取扱いについて責任ある業者に必要最小限の情報を提供いたします。

3．本校は、個人情報を正確かつ安全で最新な状態で管理するように努めるとともに、個人情報の紛失、改ざん、漏えいまたは個人情報への不当なアクセス等が行われないように、適切な安全対策を講ずるように努めます。また、前項の業務遂行において、個人情報の取り扱いを第三者に委託する場合には、その安全管理について委託先に対する必要かつ適正な監督を行います。

4．本校は、個人情報について、法令等に定めのある場合や児童・保護者の生命、身体または財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ないときを除き、事前に個人情報所有者の同意を得ずに第三者に個人情報を提供することはありません。

5．本校は、個人情報所有者が、ご本人の個人情報の開示を求めた場合には、法令等に定めがある場合を除き、ご本人であることを確認した上で原則としてこれに応じます。またご本人の個人情報の誤りに対して訂正または削除を求められた場合には、原則としてこれに応じます。

６．このプライバシーポリシーは、関連法令等の制定・改正に応じて、内容を改正する場合があります。

ご家庭におかれましても、法令等の趣旨に基づき、個人情報保護とその取扱に十分配慮くださいますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

このプライバシーポリシーに関するご質問は、担任へお問い合わせください。

（電話：０６－６８４９－８８８６～７）

平成 18 年（2006 年）　4月作成

平成 20 年（2008 年）10 月改正

② 名簿の作成について

ご家庭より提出いただきました「個人カード」により、下記の名簿を作成しています。

⑴地区児童会名簿

・班別（１５班）に名簿を作成します。

・学年・組・名前・住所の入った全班の名簿は、育友会生活指導委員長、学校が１部ずつ管理します。

・生活指導委員は、担当地区のみの名簿（学年・組・名前・住所）を管理します。

③ 学校行事等における写真等の撮影および掲載について

⑴本校では学校行事などのとりくみの様子を「ホームページ」や「学校だより」でお知らせしております。活動の具体的な様子をわかりやすくお伝えするために、配慮をしつつ、写真を取り入れた表現もしております。それら掲載にあたっての個人情報は、「豊中市個人情報保護条例」の趣旨に則り、児童・保護者の人権尊重の理念をふまえ、慎重かつ適正に取り扱うよう努めております。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。なお、写真掲載について不都合がある場合は、担当者までご連絡ください。

⑵学校行事・授業参観等における保護者による写真・ビデオ撮影について、個人情報保護および肖像権の観点から、今後以下のとおり取り扱いますので、ご協力とご理解をお願いします。

◆ 学校行事において、保護者が写真やビデオ撮影する場合、基本的に我が子を中心とし、撮影した写真やビデオは私的な活用に限定してください。（特に、ホームページやブログに、他人の写真を了解なしに載せない。また、ＳＮＳ等には投稿しない。）

◆ 授業参観は、授業の進行に支障が生じますので、写真やビデオ撮影は厳に慎んでください。

１７．必要な持ち物

【ご家庭で用意していただくもの】

＊業者やメーカーの指定はありません

○通学服：私服（制服・標準服等はありません）

○かばん：肩から背負えるもの（ランドセルなど）

○下ぐつ：体育の時間もはけるような運動しやすいもの。

○上ぐつ：名前を2カ所(つま先・かかと)書いておく。

○体育館シューズ：運動しやすいもの。つま先に「体」、甲とかかと部分に名前を記入

○体育館シューズ入れ(袋)

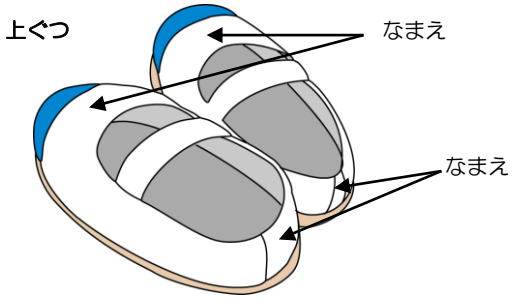

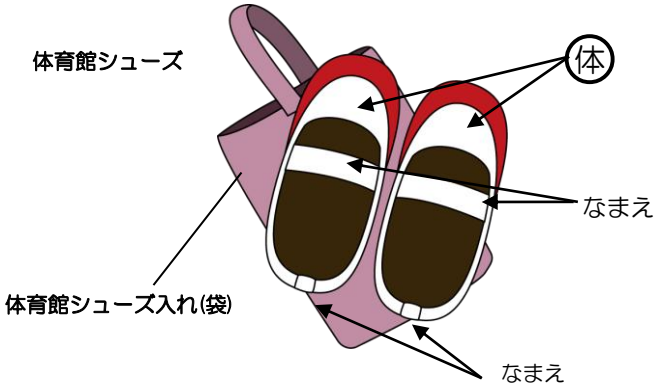

○体操服：上着は白半袖体操服

下は男女兼用クォーターパンツ(濃紺)・赤白帽

水着（黒か濃紺）　水泳帽（赤）

体操服袋・エプロン袋

水泳帽

（女子）

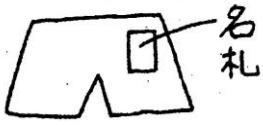

（男子）

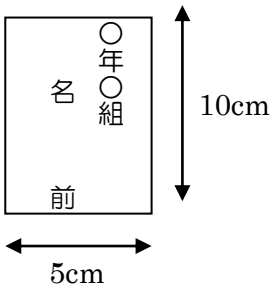

○給食当番用のエプロン・マスク・帽子は個人持ちです

○給食袋（ナフキン・はし・歯ブラシ・コップ）

＊机の横にかけるので、ひもは短めに！

○お道具箱（市販のものでも、空箱でもよい。Ｂ５の

プリントが入る程度で大きすぎないこと）

＊ノート類等は、学級で一括購入する場合があります。

お道具箱について

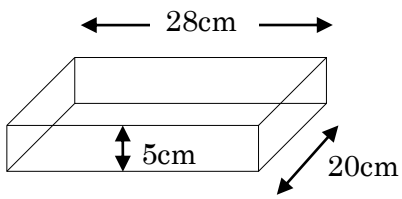

18. 諸費用について

【集金する費用】※令和５年度現在

① 学習実費　ドリル・ノート・その他の教材費、遠足費用、スポーツ振興センター掛金　等

② 積立金　林間学舎（5年）・修学旅行（6年）・卒業アルバムのための費用

【集金方法および取扱銀行】

「北おおさか信用金庫」口座から振替

☆ご自宅に一番近い支店で口座を開設してください。

すでに北おおさか信用金庫の口座をお持ちであれば、新しく開設する必要はありません。

【給食費】

学校集金ではなく、豊中市が月ごとに、直接集金をおこなっています。

請求額 ＝１食単価×給食実施回数 を

給食を食べた月の**翌月15日**に、豊中市に届け出た銀行口座から振替

参考：給食費単価（令和５(2023)年度）

低学年（1年・2年）	中学年（3年・4年）	高学年（5年・6年）
241円	243円	245円

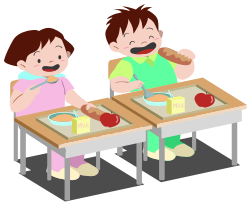

☆ 食物アレルギー等、体質により恒常的に牛乳やパンを食べない場合は、学級担任まで連絡していただくことにより牛乳等を止めることができます。

19. 就学援助制度について

学校教育法などに基づいて、小・中学生の子どもがいる家庭に「学用品費」や「学校給食費」などを市が援助する制度です。毎年５月下旬頃から申込受付を開始し、認定には一定の条件があります。豊中市教育委員会で受付をおこなっています。

お問い合わせ：豊中市教育委員会 学務保健課　TEL：06-6858-2553

20. 転出に関わる手続き

転居等により本校を転出することになった場合、すみやかに担任に連絡し、転出手続きをお願いします。

①市役所市民課で「住民票」異動の手続きをおこなう。

②市役所が発行した「転学通知書」を担任へ提出。

③学校から、転出先学校へ提出する書類（「在学証明書」「教科書給与証明書」）をお渡しします。

＊豊中市内転居の場合、市役所の手続きは転居後にしかできませんが、担任には事前にお知らせください。

21．放課後こどもクラブ（なかよし学級）

放課後帰宅しても、保護者が仕事や病気などにより、家庭にいない低学年の児童の健全育成を図るため、１～４年生の児童を対象に行う事業です。北館（３号館）１階で開設しています。

☆　開設曜日：月曜～金曜日　放課後から 17 時まで（延長は 19 時まで）

☆　土曜日　８時～17 時まで。

☆　長期休業中は８時～17 時（延長は 19 時まで）

お問い合わせは 桜塚小学校内放課後こどもクラブ**なかよし学級 直通** TEL 06-6846-9620

または**豊中市教育委員会　学び育ち支援課**　TEL 6858-2578

22．育友会（ＰＴＡ）

桜塚小学校の保護者と教職員がさまざまな活動を通して協力し合い、子どもたちのためによりよい教育環境を整え、楽しい小学校生活が送れるように活動しています。

本校では、ＰＴＡを「育友会（いくゆうかい）」と呼んでいます。

23．コミュニティ・スクール

コミュニティ・スクールは学校運営協議会が設置された学校のことであり、学校と保護者や地域が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映することで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進めるための法律に基づいた仕組みとなっています。

このコミュニティ・スクールを推進することによって、学校と保護者、地域住民との信頼関係を深め、さらに三者が一体となって学校運営の改善と児童生徒の健全育成に取り組んでいくものです。

24．地域教育協議会　［第三中学校区地域教育協議会（すこやかネット）］

校区の子どもを育むため学校・家庭・地域の三者の連携をより深め、中学校区を単位として種々の事業を実施しています。

桜塚小学校・南桜塚小学校・第三中学校他、地域の諸団体で構成しています。

25. 学校いじめ防止基本方針

第１章 いじめ防止に関する本校の考え方

１　基本理念

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければならない。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にされなければならない。

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童生徒の人格のすこやかな発達を支援するという児童生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「すべてのこどもの命と人権がまもられ、生きる力のつく桜塚小学校～「じぶんがすき」「なかまとともに」「ゆめがいっぱい」～」を教育目標としており、そのために人権教育に取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

２　いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は，以下のようなものがある。

- ➢冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる
- ➢仲間はずれ，集団による無視をされる
- ➢軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする
- ➢ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする
- ➢金品をたかられる
- ➢金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする
- ➢嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする
- ➢パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる 等

３　いじめ防止のための組織

（1）名称「さわやか委員会」

⑵ 構成員

校長、教頭、生徒指導担当、各学年代表（学年所属を含む）、養護教諭
支援コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
教育相談員等

⑶ 役割

ア　学校いじめ防止基本方針の策定
イ　いじめの未然防止
ウ　いじめの早期発見
エ　いじめの対応
オ　教職員の資質向上のための校内研修
カ　年間計画の企画と実施
キ　年間計画進捗のチェック
ク　各取組の有効性の検証
ケ　学校いじめ防止基本方針の見直し

４　年間計画（別添１）

５　取組状況の把握と検証（ＰＤＣＡ）

さわやか委員会は、毎月定期的に開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第２章 いじめ防止

１　基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

いじめの未然防止のために全教職員が取組む体制については以下に図示する

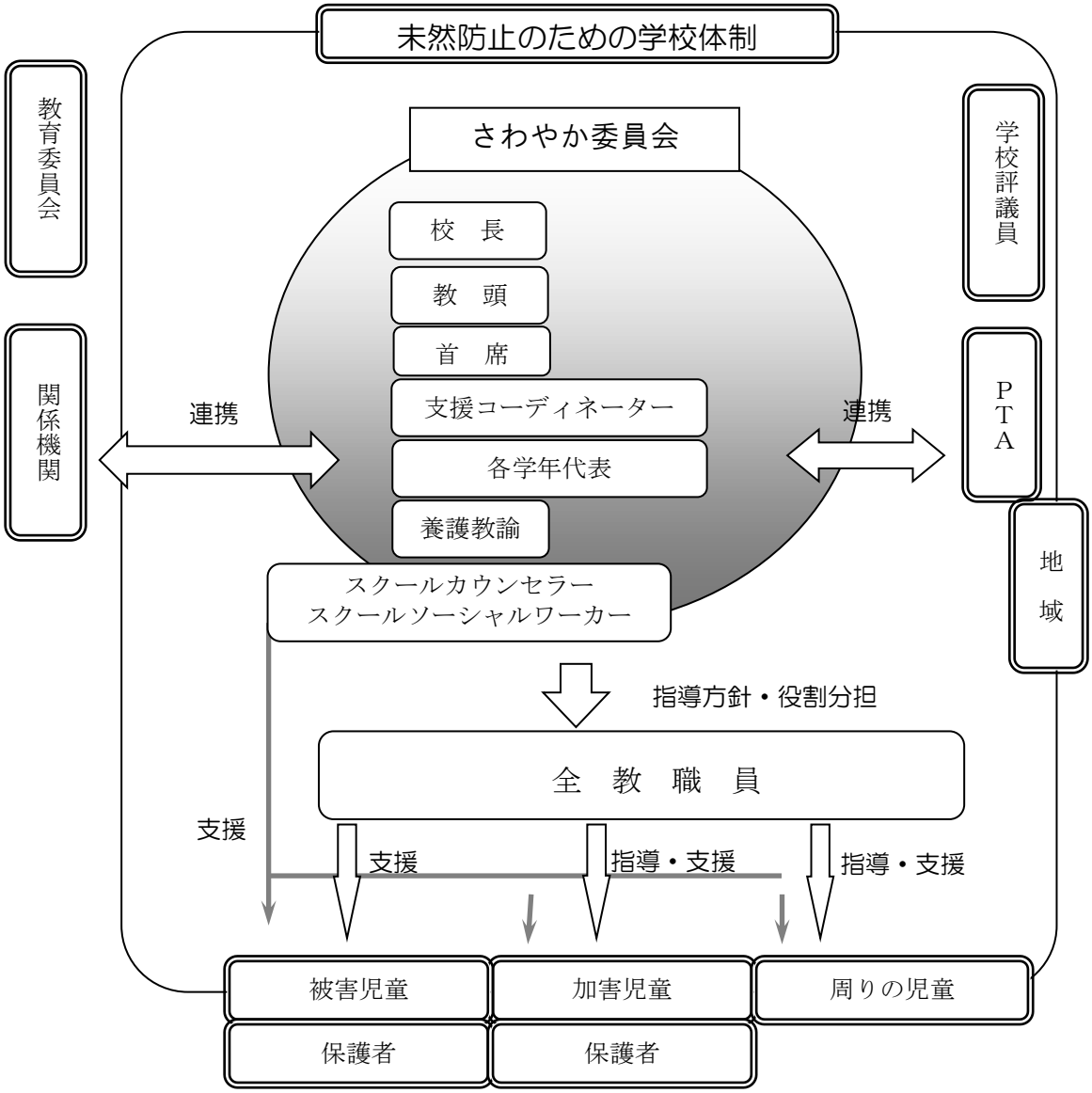

２　いじめの防止のための措置

⑴ 日ごろからいじめについての共通理解を図るため、教職員に対していじめの態様や特質、原因・背景，具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図る。児童に対しては、全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。

⑵ いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。そのために「ソーシャルスキル・トレーニング」や「ピア（仲間）・サポート」などにも取り組む。

⑶ いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、授業についていけない焦りや劣

等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進めていく。また、分かりやすい授業づくりを進めるためにすべての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。授業を担当するすべての教職員が公開授業を行い、互いの授業を参観し合う機会をつくる。

児童一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために年間を通じて、あるいは６年間の中に、社会体験や生活体験の機会を計画的に（２～３ヵ月に１回、学期の節目ごとに１回など）配置し、児童自身が自ら気づく・学ぶ機会を提供していく。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

また、発達障害を含む、障害のある児童や、海外から帰国した児童や外国人の児童、性同一性障害や性的指向・性自認にかかる児童、東日本大震災による被災児童など、特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

⑷ 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供していく。また、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けることも検討する。

幼・保・こ・小連携や、小・小、小・中連携を深め、児童自らも長い見通しの中で自己の成長発達を感じ取り、自らを高めさせる。

⑸ 児童が自らいじめについて学び、取り組む方法として、児童会によるいじめ撲滅の宣言が考えられる。学びについては、「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける(チクる)ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであることを学ばせる。あるいは、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害になることなども学ばせる。

教職員は、全ての児童がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックするとともに、陰で支える役割に徹するよう心がける。

第３章 早期発見

１ 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある児童生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。日ごろから児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を

行い、情報を共有することが大切である。

２　いじめの早期発見のための措置

⑴　実態把握の方法として、定期的なアンケート（元気調査）は学期に1回、６・１０・２月に行う。定期的な教育相談（月1回程度）の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに児童が日ごろからいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。日常的には、休み時間の雑談の中で児童の様子に目を配り、日記等を活用して交友関係や悩みを把握する。

⑵　保護者と連携して児童生徒を見守るため、学校教育アンケートなどを活用したり、個人懇談等の機会を活用して家庭と連携して児童生徒を見守り、健やかな成長を支援していく。

⑶　児童生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、ＳＳＷやＳＣ、教育相談（臨床心理士）の活用を図る。

⑷　学校便り・ＰＴＡ総会等により、相談体制を広く周知する。
「さわやか委員会」により、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。

⑸　教育相談等で得た児童生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、適切に扱う。

第４章 いじめに対する措置

１　基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因･背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見るとき、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

２　いじめ発見・通報を受けたときの対応

⑴ いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するよう配

慮する。

⑵ 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年教員や生徒指導担当等に報告（学年さわやか委員会）し、いじめの防止等の対策のための組織（さわやか委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

⑶ 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

⑷ 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

⑸ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。
　なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

⑹事実の確認ができなかった場合には、事実把握の作業を引き続き行う。また、３ か月の見守りを行うなどの対応をする。

３　いじめられた児童又はその保護者への支援
　いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、さわやか委員会が中心となって対応する。状況に応じて、三中スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。支援体制は、いじめが解消したと見られるまで、継続的に取り組む。
　いじめの解消については、いじめにかかる行為が３ヶ月以上にわたり止んでいることと、被害児童が心身の苦痛を感じていないことを、本人あるいは保護者との面談によって確認する。

４　いじめた児童への指導又はその保護者への助言
⑴ 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。
　いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

⑵ 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

⑶ いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
　その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて三中スクールカウンセ

ラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5　いじめが起きた集団への働きかけ

⑴ いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

⑵ いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラー等とも連携する。

運動会や宿泊行事、校外学習等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6　インターネット上のいじめへの対応

⑴ インターネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、さわやか委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

⑵ 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

⑶ また、教科、道徳、総合的な学習の時間等を通じて、情報モラルに関する学習をすすめる。

附則
平成２６年（２０１４年）３月　５日　制定
平成２９年（２０１７年）４月　１日　改定
令和　４年（２０２２年）６月　１日　改定

（別添１）

４　年間計画
本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

桜塚小学校　いじめ防止年間計画				
	１・２年	３・４年	５・６年	学校全体
４月	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 学級懇談会 （児童の状況把握） 地域訪問 （家庭周辺での生活の把握）	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 学級懇談会 （児童の状況把握） 地域訪問 （家庭周辺での生活の把握）	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 学級懇談会 （児童の状況把握） 地域訪問 （家庭周辺での生活の把握）	**第１回さわやか委員会** 年間計画の確認、役割分担
５月	学級集団作りの取組み	学級集団作りの取組み	学級集団作りの取組み	**第２回さわやか委員会** 懇談や地域訪問によって把握された生徒状況の集約 育友会総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明
６月	「元気調査」実施・回収 「元気調査」結果に基づくいじめ事案への取組	「元気調査」実施・回収 「元気調査」結果に基づくいじめ事案への取組	「元気調査」実施・回収 「元気調査」結果に基づくいじめ事案への取組 修学旅行（６年） 林間学舎（５年）	**第３回さわやか委員会** 「元気調査」の集約及び分析 教職員による公開授業開始 （わかる授業づくりの推進） 臨床心理士による教育相談事業開始
７月 ８月	保護者個人懇談 （家庭での様子の把握と学校生活の情報共有） 学級活動（１学期の振り返り）	保護者個人懇談 （家庭での様子の把握と学校生活の情報共有） 学級活動（１学期の振り返り）	保護者個人懇談 （家庭での様子の把握と学校生活の情報共有） 学級活動（１学期の振り返り）	**第４回さわやか委員会** 進捗状況確認 教育相談 １学期いじめ状況調査 （市教委）

9月	学級集団作りの取組み （2 学期の行事への取組みと集団づくり）	学級集団作りの取組み （2 学期の行事への取組みと集団づくり）	学級集団作りの取組み （2 学期の行事への取組みと集団づくり）	**第5回さわやか委員会** 学年の状況確認
10月	「元気調査」実施・回収 「元気調査」結果に基づくいじめ事案への取組	「元気調査」実施・回収 「元気調査」結果に基づくいじめ事案への取組	「元気調査」実施・回収 「元気調査」結果に基づくいじめ事案への取組	**第6回さわやか委員会** 「元気調査」の集約及び分析 教育相談
11月	学習発表会（2 年）	学習発表会（4年）	学習発表会（6年）	**第7回さわやか委員会** 学年の状況確認 校区人権（3 中） 人権学習会
12月	保護者個人懇談 （家庭での様子の把握と学校生活の情報共有） 学級活動（2学期の振り返り） 作品展（1 年）	保護者個人懇談 （家庭での様子の把握と学校生活の情報共有） 学級活動（2学期の振り返り） 作品展（3年）	保護者個人懇談 （家庭での様子の把握と学校生活の情報共有） 学級活動（2学期の振り返り） 作品展（5年） 小中交流会（6 年） （異年齢との交流）	**第8回さわやか委員会** 学年の状況確認 2学期いじめ状況調査 （市教委）
1月	学級集団作りの取組み （3学期の行事への取組みと集団づくり）	学級集団作りの取組み （3学期の行事への取組みと集団づくり）	学級集団作りの取組み （3学期の行事への取組みと集団づくり）	**第9回さわやか委員会** 学年の状況確認
2月	「元気調査」実施・回収 「元気調査」結果に基づくいじめ事案への取組 新 1 年体験入学（1 年） （異年齢との交流）	「元気調査」実施・回収 「元気調査」結果に基づくいじめ事案への取組	「元気調査」実施・回収 「元気調査」結果に基づくいじめ事案への取組	**第10回さわやか委員会** 「元気調査」の集約及び分析 教育相談 桜塚小学校「命の日」
3月	学級活動（1 年間の振り返り）	学級活動（1 年間の振り返り）	学級活動（1 年間の振り返り）	**第11回さわやか委員会** 年間の取組みの検証 次年度に向けての総括 3学期いじめ状況調査 （市教委）

学校ガイドは本校ホームページにも掲載しております。

次年度以降はホームページをご参照ください。

なお、冊子をご希望の場合は、担任または事務室までお申し出ください。